令和4年11月

富士市農業委員会会議議事録

渡邉 萬里

1 開催日時 令和4年11月10日(木) 午前9時30分から 10時 5分

17番

18番

19番

- 2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室
- 3 出席委員

農業委員会会長

農業委員会会長職務代理者 望月 稔 1番 望月 英俊 委員 2番 田村 英俊 3番 髙井 修一 4番 谷津倉 寛 5番 6番 笹古 時男 渡邉 武敏 7番 鈴木 一孝 9番 新舟 進 10番 長尾 忠 11番 佐野 隆洋 12番 13番 佐藤 正職 渡邉 哲史 14番 太田 篤子 15番 安藤 公男 16番

4 欠席委員 委員

8番 近藤 敏男

後藤 環

荻田 丈仁

- 5 議事
 - (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- 6 農業委員会事務局職員

 事務局長
 古谷 隆明

 統括主幹
 深澤 公保

 主 幹
 野村 昌寛

 主 査
 武内 清高

 主 査
 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め3番 田村英俊 君、4番 高井修一 君の両名を本日の会議の 議事録署名人に指名いたします。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の武内主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これ

につきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を 進めます。

お手元の議案の3ページ、議第40号農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第64号取消願いの報告についてまでの、計8件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局

(議案3ページ「議題」 朗読)

会 長

最初に、議案5ページの議第40号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

大淵地区36番、37番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局

(議案5ページ 大淵地区36番、37番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

場所は、地図に新次郎長橋と示されたところのすぐ北側です。

ここ一帯は、清水次郎長が開墾した場所で、すぐ西側は富士宮市との境になります。

譲受人は、富士宮市の人で、香花を栽培しているそうで、申請地では根付きや切り花を育てたいということです。

譲渡人の二人は、高齢でもう農業ができないということです。

現地は、今までセイタカアワダチソウなどの雑草が繁茂していたのですが、譲渡 しの話が決まってからは、譲受人が草を刈って運び出したということで、雑草がな い状態になっていました。根を処分してから畑にしていくということです。

地図の北側に小さな作業小屋がありますが、今にも壊れてしまいそうな古い建物なので、近い将来解体するということです。解体に必要な費用を勘案して、売買価格を決めたということです。

譲受人は、香花を栽培するなど、農業に携わっていることから問題はないかと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

大淵地区36番、37番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区36番、37番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、今泉地区38番についてですが、当案件の当事者となる委員は、審議にあ たり退席願います。

(委員退席)

会 長 それでは、事務局から説明願います。

事務局 (議案5ページ 今泉地区38番 朗読)

それでは、担当委員より説明をお願いします。 会 長

委員(報告者) 申請地は、地図に示されているとおり、大渕街道を北に向かい、くにくぼ上の交 差点を左折してすぐのところにあるクリニックのところを、北に300メートルほどいっ たところにあります。

> 申請地は、坂の途中にあり、申請地自体に段差がありますが、そこで野菜などが 耕作されていました。もともとの所有者である父親が40年ほど前に亡くなったとき に、子どもたち三人の共有で相続したものを、話し合いにより、そのうちの二人が 譲受人に贈与押して一人にまとめてしまおうということになったのだそうです。 申請地では、これまで長年、譲受人が耕作されてきたということですので、問題 はないかと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 次に、事務局から補足説明願います。

> 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2 項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長 今泉地区38番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 今泉地区38番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 鈴木委員は席にお戻りください。

(委員着席)

次に、原田地区39番について事務局から説明願います。

事務局

(議案6ページ 原田地区39番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、JR東田子の浦駅の北側と須津地区にある富士東部土地改良区事務所の近くにあります。

譲渡人は三姉妹です。

三人の共有で親から相続したのですが、自分たちで管理ができないということで、現在は、人に管理をお願いしているということです。

申請地は、管理されていますので、荒れてはいませんが、今後も継続して維持管理していくことは困難だと考え、譲受人に売買することにしたということです。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

原田地区39番についてご質問ございませんか。

委員(質問者)

申請地のうち、沼川の南側に沿ったところの土地ですが、すぐそばにある作業場の従業員が路上駐車をするということで、以前から問題になっているようです。 これまでも行政から注意をしているようですが、何ら改善がなされていません。 譲受人はこのような問題がある地域であることを承知しているのでしょうか。

委員(報告者)

譲受人と一緒に現地確認をしましたが、譲受人は、近くに作業場があることや、 従業員が道沿いに路上駐車していることは、承知しています。

会 長

他にご質問ございませんか。

(質問なし)

他に質疑ございませんので、裁決に移ります。 原田地区39番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区40番について事務局から説明願います。

事務局

(議案6ページ 吉永地区40番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、根方街道の富士岡の交差点を北に向かい東名のガードをくぐったところにある吉永緑地公園のところで右折し、北に向かったところにあります。 譲受人と譲渡人は親子です。

譲渡人は、申請地を相続したのですが管理ができないということで、親に所有権 を移転するということで申請がありました。何ら問題はないと思います。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たすなど、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

吉永地区40番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区40番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案7ページからの議第41号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

吉永地区43番について事務局から説明願います。

事務局

(議案7ページ 吉永地区43番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、吉永緑地公園から少し東に向かったところにあります。 申請地の南側に流れる赤淵川に沿って住宅地あり、住宅地の裏は3メートルから 5メーターくらいの崖になっています。

その崖を、災害防止のために富士土木事務所がモルタル吹付の工事をやりたいということで、その工事をおこなうために申請地を工事ヤードとして一時転用したいということです。この工事は、公共工事ですので何ら問題はないと思います。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、農用地区域内の農地(青地)です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、3年以内に農地への復旧を行う一時的な転用については転用の基準の中で認められているものであります。

よって、許可要件をすべて満たすと考えます。

会 長

吉永地区43番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区43番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第42号 非農地証明申請書の審議について審議をお 願いします。

松野地区7番について事務局から説明願います。

事務局

(議案8ページ 松野地区7番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、南松野の中山という地区で、新東名高速道路が清水へ抜ける富士川トンネルの出入口付近から南方向へ200メートルほどのところの山中にあります。

申請人ですが、所有者が2年ほど前に亡くなっったときに相続放棄された財産を相続財産管理人として管理している弁護士です。財産を整理するなかで、申請地である農地に倉庫などが立っていたことから、今回の申請となったということです。地目は畑ですが、申請地の南側に住宅を建てた平成7年頃、まだ市街化調整区域になっていないときから現在にいたるまで倉庫敷地となっています。

現地を調査したところ、申請地は倉庫や大型犬が入る犬舎が立ち、手前はコンクリート舗装された駐車場になっていおり、以前よりこのような状態になっていたと理解しました。

農地としての利用は困難であると考えられますので、現況どおりで問題ないかと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

松野地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で非農地申請書の審議についてを終わります。

次に、議案9ページの議第43号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明について審議をお願いします。

鷹岡地区3番について事務局から説明願います。

事務局

(議案9ページ 鷹岡地区3番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

県道鷹岡柚木線の天王町に化粧品店があり、その店舗の手前を左折して西に 100メートルほどのところに天王町区公会堂があります。申請地は、その公会堂の 先の細い 道の突きあたりにあります。

申請地は水田で、西側に潤井川が流れています。潤井川と水田とのあいだには製紙工場の倉庫が立ち並んでいます。また、申請地は、水路で二つに分断されています。申請人は地方公務員ということで、十数年前から親子で水田を耕作管理してきたということです。相続する農地の一部は、申請から外されていますが、そちらは相続するということでした。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

鷹岡地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、岩松地区4番について事務局から説明願います。

事務局

(議案9ページ 岩松地区4番 朗読)

会 長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

相続人は、議案では自営業となっていますが、苺と梨の専業農家で、長年、農業を営んでいます。

農協の営農センターの南側の道路を農協の岩松支店に向かったとところにあります。二つ目の信号のところにコンビニエンスストアがありますが、その西側に自宅があります。申請地は2箇所あり、1箇所は、コンビニエンスストアの道を挟んで南側で、こちらでは苺を栽培しています。もう1箇所は、さらに西へ向かったところにある富士信用金庫岩松支店の道を挟んで南側にあります。こちらでは、蜜柑とお茶を栽培しています。

周辺については既に宅地化されておりますので、これから20年間に大きく状況が変わるようなことはないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

岩松地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 岩松地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明についてを終わります。

次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

(議案10ページから15ページ 報第61から報第64 朗読)

会 長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(議案4ページ 専決報告 朗読)
会 長	以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。 以上で議事等はすべて終了しました
	令和4年11月10日
	農業委員会会長
	同委員
	同委員